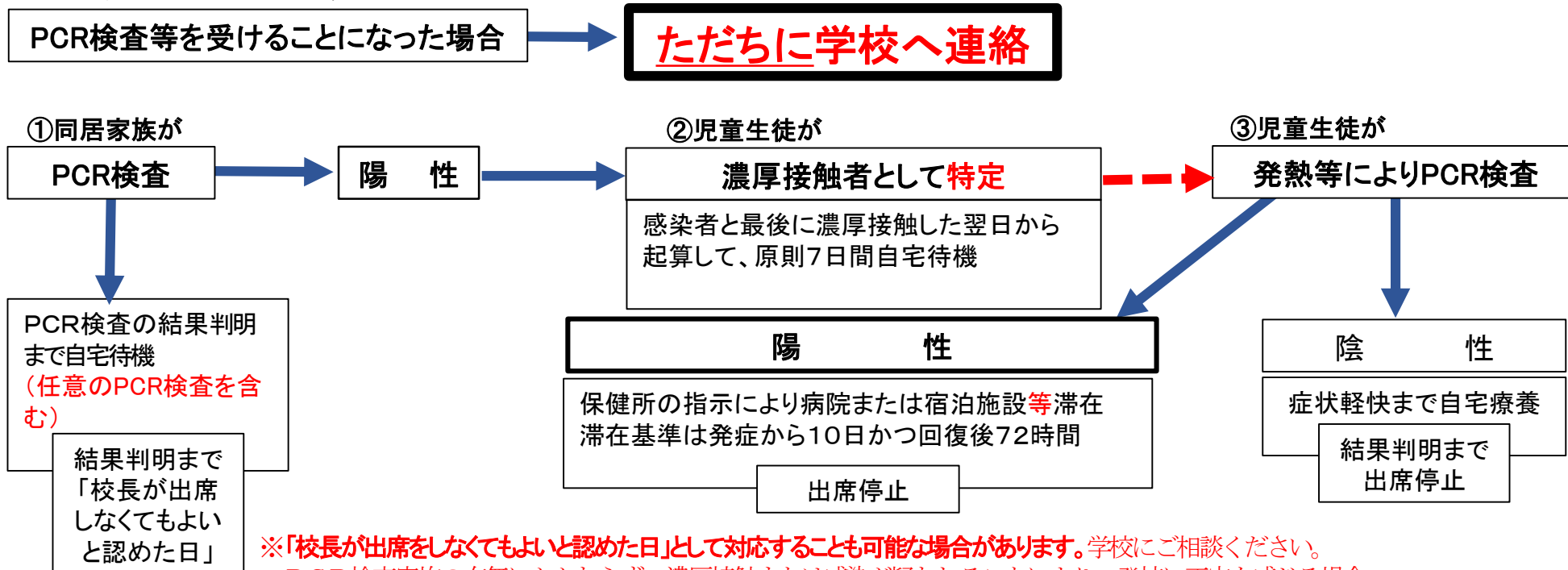


新見市の小中学校における新型コロナウイルス感染発生時の具体的な対応方針

【保護者用】

令和4年1月31日改定

児童生徒及びこれらの同居家族が



※「校長が出席をしなくてもよいと認めた日」として対応することも可能な場合があります。学校にご相談ください。
 ・PCR検査実施の有無にかかわらず、濃厚接触または感染が疑われることにより、登校に不安を感じる場合
 ・同居家族に風邪症状が認められる場合等

<p>学級内で感染者が確認された場合</p>	<p>児童生徒・教職員の感染が判明した場合、陽性が判明した日の翌日から5日間(土日祝日を含む)の学級閉鎖を行います。学級閉鎖期間中に、保健所による濃厚接触者の特定及び校内の消毒を行います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div data-bbox="283 1224 1244 1436"> <p>◆感染の広がりが考えられる場合 設置者(新見市教育委員会)が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し、臨時休業の可否を判断 ※感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学年単位 または学校全体を臨時休校にするかどうか検討</p> </div> <div data-bbox="1244 1224 2020 1436" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>学校教育活動を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い活動の見直し ・マスクを着用しない活動の制限など警戒度を上げて対応 </div> </div>
------------------------	--